

第96期 中間決算公告

平成27年12月25日

札幌市中央区大通西4丁目1番地
 株式会社 北海道銀行
 取締役頭取 笹原晶博

中間貸借対照表 (平成27年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	549,841	預 金	4,272,769
商 品 有 価 証 券	2,214	譲 渡 性 預 金	356,225
金 銭 の 信 託	7,769	債券貸借取引受入担保金	29,042
有 働 証 券	1,150,984	借 用 金	39,879
貸 出 金	3,186,333	外 国 為 替	112
外 国 為 替	7,221	そ の 他 負 債	59,892
そ の 他 資 産	56,584	未 払 法 人 税 等	2,736
そ の 他 の 資 産	56,584	リ 一 ス 債 務	573
有 形 固 定 資 産	28,407	資 産 除 去 債 務	68
無 形 固 定 資 産	2,842	そ の 他 の 負 債	56,513
繰 延 税 金 資 産	5,583	退 職 給 付 引 当 金	8,874
支 払 承 諾 見 返	28,043	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	104
貸 倒 引 当 金	△ 24,178	偶 発 損 失 引 当 金	566
		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	423
		支 払 承 諮	28,043
		負 債 の 部 合 計	4,795,933
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	93,524
		資 本 剰 余 金	16,795
		資 本 準 備 金	16,795
		利 益 剰 余 金	73,414
		利 益 準 備 金	7,166
		そ の 他 利 益 剰 余 金	66,248
		繰 越 利 益 剰 余 金	66,248
		株 主 資 本 合 計	183,733
		そ の 他 有 働 証 券 評 価 差 額 金	21,978
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	21,978
		純 資 産 の 部 合 計	205,712
資 産 の 部 合 計	5,001,646	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	5,001,646

中間損益計算書 〔平成27年 4月 1日から
平成27年 9月 30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	45,465
資 金 運 用 収 益	31,089
(うち貸出金利息)	(23,061)
(うち有価証券利息配当金)	(7,783)
役 務 取 引 等 収 益	8,874
そ の 他 業 務 収 益	697
そ の 他 経 常 収 益	4,804
経 常 費 用	31,491
資 金 調 達 費 用	1,159
(うち預金利息)	(703)
役 務 取 引 等 費 用	4,121
営 業 経 費	21,281
そ の 他 経 常 費 用	4,929
経 常 利 益	13,973
特 別 利 益	66
特 別 損 失	171
税 引 前 中 間 純 利 益	13,868
法人税、住民税及び事業税	3,127
法 人 税 等 調 整 額	1,134
法 人 税 等 合 計	4,261
中 間 純 利 益	9,606

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち株式については原則として中間期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については原則として中間決算日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. 及び2. (1)と同じ方法により行っています。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で非保全額又は与信額が一定金額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額の差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,340百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金制度については、平成24年5月11日開催の取締役会で廃止することを決定し、平成24年6月26日開催の定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。

これに伴い、役員退職慰労引当金の繰入は平成24年6月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度等に基づく、将来発生する可能性のある負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによる会計処理、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（親会社株式を除く。） 3,086百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,650百万円、延滞債権額は60,940百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,039百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は72,630百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,981百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	164,618百万円
------	------------

担保資産に対応する債務

預金	3,312百万円
----	----------

債券貸借取引受入担保金	29,042百万円
-------------	-----------

借用金	2,879百万円
-----	----------

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券84,025百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、先物取引差入証拠金9百万円、保証金2,452百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、990,561百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが981,557百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 40,425百万円

10. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金37,000百万円が含まれております。

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は94,752百万円であります。
12. 1株当たりの純資産額 310円68銭
13. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、10.45%であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益3,782百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、株式等売却損3,267百万円、貸倒引当金繰入額626百万円、株式等償却10百万円を含んでおります。
3. 1株当たり中間純利益金額 18円08銭
4. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券（平成27年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額（百万円）	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	60,036	67,053	7,016
	社債	83,327	84,193	866
	その他	—	—	—
	小計	143,363	151,246	7,883
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	社債	11,111	11,051	△60
	その他	—	—	—
	小計	11,111	11,051	△60
合計		154,474	162,298	7,823

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成27年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	2,527
関連法人等株式	—
合計	2,527

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

3. その他有価証券（平成27年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	54,194	26,251	27,942
	債券	641,402	633,277	8,125
	国債	470,539	463,781	6,757
	地方債	125,910	124,791	1,118
	社債	44,953	44,703	249
	その他	108,605	106,005	2,600
	小計	804,202	765,533	38,668
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	27,156	29,205	△2,049
	債券	91,198	91,438	△239
	国債	83,797	84,012	△214
	地方債	5,591	5,603	△11
	社債	1,808	1,822	△13
	その他	66,880	71,772	△4,892
	小計	185,235	192,416	△7,180
合計		989,437	957,949	31,487

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	4,544
非上場外国証券	0
合計	4,544

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

尚、当中間期において、非上場株式について10百万円減損処理を行っております。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、該当ありません。

また、「減損処理」は、資産の自己査定における有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおりしております。

破綻先、実質破綻先、 破綻懸念先、要注意先	株式は時価が取得原価に比べ下落、債券は時価が取得原価に比べ30%超下落
正常先	時価が取得原価の50%以上下落、又は、時価が取得原価の30%超50%未満下落かつ市場価格が一定水準以下で推移等

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者であり、正常先とは、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成27年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成27年9月30日現在）

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	12,223	百万円
退職給付引当金	4,661	
有価証券評価損否認額	1,239	
減価償却損金算入限度超過額	526	
未払事業税	261	
その他	<u>1,541</u>	
繰延税金資産小計	20,454	
評価性引当額	<u>△3,975</u>	
繰延税金資産合計	16,478	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	9,508	
退職給付信託	1,182	
その他	<u>204</u>	
繰延税金負債合計	10,894	
繰延税金資産の純額	<u>5,583</u>	百万円